別表二付表二　記載要領

1　この表は、通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第16条第８項又は第９項（これらの規定を同条第13項及び第14項において準用する場合を含む。次号⑴において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除不足額相当額（(⑸－⑴)又は当初申告税額控除不足額相当額）⑹」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　通算法人の対象課税事業年度（法第16条第８項に規定する対象課税事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）について同条第10項の規定の適用を受ける場合（⑵に規定する既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(⑸－⑴)又は」を消すこと。

⑵　既に通算法人の対象課税事業年度について法第16条第11項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象課税事業年度につき同条第10項の規定の適用を受けるとき（⑶及び次号において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（次号⑵において「直近修正申告書等」という。）に基づき別表二付表二「６」の金額として計算される金額を記載すること。

⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を消すこと。

3　「税額控除超過額相当額（(⑴－⑸)又は当初申告税額控除超過額相当額）⑺」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　通算法人の対象課税事業年度について法第16条第10項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「(⑴－⑸)又は」を消すこと。

⑵　既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表二付表二「７」の金額として計算される金額を記載すること。

⑶　⑴に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を消すこと。